

ブルキナファソ：児童婚廃止に向けた一歩



© Sophie Garcia/Corbis for Amnesty International.

西アフリカのブルキナファソで5月31日、子どもの強制結婚を禁止する刑法が採択されました。

これまで同国では、宗教や伝統に基づく夫婦関係は、婚姻届が伴わず、法的には結婚と見なされませんでした。

そのため、同種の「児童婚」や「強制結婚」が、後を絶たなかったのです。

新法は、宗教や伝統に基づく結婚を法的に認め、その結果、児童に対する強制婚を実質的に阻止する意思を示したのです。また、同国では、少女が妊娠したり、結婚を拒絶したりすると、コミュニティから追放されていたのですが、新法は、この追放行為を罰則の対象に加えました。

この問題に取り組んできた皆さんの活動に感謝します。今後は、結婚可能年齢を18才に引き上げる法改正をするよう、ブルキナファソ政府に働きかけますので、引き続き支援をお願いします。

モーリタニア：奴隷反対活動家を釈放



マタラーさんと娘 ©アムネスティ

Moussa Biram, following his release © Amnesty International

2016年8月、根拠もなく暴動を扇動したとして逮捕され、実刑3年を受けて投獄されていたアブダラヒ・マタラー・セクさんとムーサ・ビラムさんが7月12日、1年の刑期を残して釈放されました。

モーリタニアは、1981年によく奴隷制度を廃止しましたが、今も約4万人（人口の1%）が、奴隷

として過酷な生活を強いられています。2人は、この奴隷の完全廃止をめざして活動していたのですが、4年前、当局に目をつけられて、投獄されました。

釈放後、2人がアムネスティに感謝のメッセージを寄せてくれました。「この2年、世界中のアムネスティの会員や支援者から多くの連帯のメッセージをもらい、意を強くしました。この国の不正義と闘っているのは、僕たちだけではないことを実感しました」

向こう1年は執行猶予ですが、運動は再開することです。釈放を求める活動に参加してくれた皆さん、ありがとうございました。

中国：劉霞さんがドイツに到着

亡きノーベル平和賞受賞者の劉曉波（りゅう・ぎょうは）さんの妻、劉霞（りゅう・か）さんが7月10日、8年間の軟禁の末、出国を認められ、ドイツのベルリン・テーゲル空港に到着しました。

夫の劉曉波さんは、長年にわたり投獄され、昨年7月、末期ガンで帰らぬ人となりました。深い悲しみの中でさらに続いた軟禁で、一時は自殺がよぎるまで思い詰めたといいます。その劉霞さんが、新天地、ドイツの土を踏みました。

メディアを避けて貨物ターミナルから空港建物に入った劉霞さんを捉えた写真をドイツ支部が入手しました。



Liu Xia on arrival in Germany

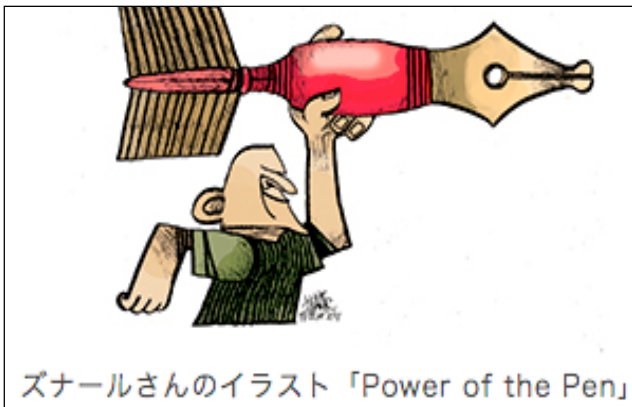
劉霞さんに心穏やかな日々が訪れることを祈るばかりです。

マレーシア：ズナールさんが自由の身に

2015年のライティングマラソンで支援対象となったマレーシアの漫画家、ズナールさんに対する9件の起訴がすべて取り下げられました。活動に参加してくださった皆さん、ありがとうございました！

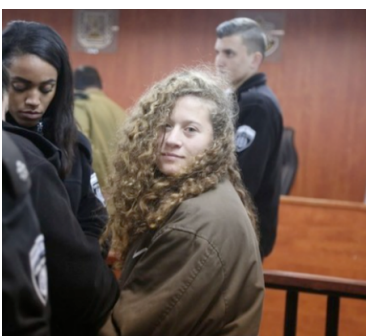
ズナールさんは、野党幹部のアンワル・イブラヒムさんが同性愛で有罪となったことをツイートで批判し、扇動罪に当たるとして起訴されました。

これまで扇動法は、批判的な言論の取り締まりに乱用されてきました。マレーシアの新政権は、法制度の見直しを公約しているため、アムネスティでは、この起訴取り下げを扇動法の廃止につなげていきたい、次の取り組みを考えています。



パレスチナ：タミーミさんが早期釈放に！

アムネスティがオンライン・アクションで釈放を求めていたパレスチナのアヘド・タミーミさん（17才）が釈放されました！刑期を21日残しての釈放です。



Ahed Tamimi in court © Issam Rimawi/Anadolu Agency/Getty Images

タミーミさんは、ヨルダン川西岸地区でイスラエル軍兵士に平手打ちなどの暴力を振るったとして、逮捕され、実刑8カ月と罰金刑を受

けました。当初は、いくつもの容疑をかけられ、合計で10年の刑を受ける可能性がありました。暴力は許されませんが、大柄で屈強な2人の兵士が、激怒する彼女をたしなめることはそう難しくなったはずでした。

アムネスティでは、未成年を不当に拘束しないよう、引き続きイスラエル当局に訴えていきます。

ミャンマー：メディアへの発言で投獄

かつて、子ども兵士だったアウンコートウエさん（26才）は、メディアの取材に応えたことが国家秩序を混乱させたとして、今年3月、2年の実刑判決を受けました。控訴しましたが、2審でも実刑が支持されました。

アウンコートウエさんは昨年8月、13才のときに国軍兵士に無理やり兵士にさせられたことなどの経験をメディアに語ったのです。この発言が、社会に恐怖を



Aung Ko Htwe © Amnesty International

与えたとして起訴されました。国家秩序混乱罪は、当局が、軍への批判の封じ込めによく使ってきたものです。

アウンコートウエさんの釈放を求めるUAにぜひ参加してください。要請文と宛先は、次のウェブサイトからプリントしてご利用ください。

<http://www.amnesty.or.jp/get-involved/ua/ua/2018ua132.html> 皆さんのご協力をぜひお願いします。

UA ニュース

発行：アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F
TEL: 03-3518-6777 FAX: 03-3518-6778
E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp

UA 年会費 3000 円
郵便振替 00120-9-133251
加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本